

鳥取県教育委員会告示第14号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成23年7月19日から施行する。

平成23年7月19日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県非常勤職員（奨学金納付勸奨専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	教育委員会人権教育課	鳥取県非常勤職員（奨学金納付勸奨専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	教育委員会人権教育課
鳥取県教育委員会事務局文化財課非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点及び合否	試験結果の発表日から1月間	教育委員会文化財課				
鳥取県埋蔵文化財センター非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごと	<u>試験結果の通知日から1月間</u>	鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センター非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごと	<u>〃</u>	鳥取県埋蔵文化財センター

	の得点				の得点			
略				略				